

核兵器の不拡散に関する条約への
わが国の加入による利害得失

昭和44年8月

外務省

国科

69

19

(本資料は、自民党外交調査会の要請により科学
技術庁と協議して作成したものである。)

項目

加入による利益

加入による利益

注 釈

I

条約への加入（前文その他）

II

核兵器不所持（第一、

1. 条約の成立促進に寄与
することを通じ

イ 核戦争勃発の可能性
を増大させないことによ
る平和への貢献

ロ 米ソ平和共存を強化
することによる平和への
貢献

ハ わが国平和外交に対
する国際的認識の増大

ニ 日米の紐帯の強化

1. 条約の成立促進に寄与
することを通じ

核大国と非核兵器国と
の区別の固定化ないし米
ソの優越的地位の恒久化

1. 核武装のフリーハンド
を失う。

2. わが国自ら核兵器の製
造を行ないえないのでそ
れから生ずる平和利用への
波及効果を期待すること
とはできない。

1. 本条約は元来米ソ平和
共存路線を前提として成
立したものであり、加入
の利害も結局この点につ
ながる。その意味で左記
利益1.ロがとくに強調さ
れる。

1. わが国は核兵器を所持
しないことを国策とし、
またわが国の安全は日米
安保条約によつて保障さ
れている。従つて、わが
国がかかる基本政策を維
持する限り、左記の不利

二 条

III 核軍縮

1. 核軍縮を核兵器国に要求するに当たり、条約第6条を援用することができる。

益は実質的には問題とはならない。

2. 国の至高の利益が危うくされていると判断するときは条約から脱退することができる。(第10条1項)脱退の政治的インプリケーションはたしかに無視しえないが反面、脱退せざるをえないような事態は極めて異常であつて、その場合には、脱退が当然とみられることさえありえよう。

1. 条約第6条は誠実に核軍縮交渉を行なう義務を規定している。
2. 軍縮委員会への参加によりわが国は核軍縮に関

（前文 第六条）

N

平和利用に関する国際協力（情報交換・核物質供給等）

1. 平和利用に関する国際協力（とくに科学技術情報の交換）を確保できる（第4条2項）

（条約に加入しない場合は条約加盟国との情報交換等国際協力の制約が加えられるおそれがある。）

2. 平和利用のための核物質（天然ウラン、濃縮ウラン、プルトニウム等）施設、設備（原子炉等）の供給を確保できる。

（条約に加入しない場合は条約加盟国からこれらのものの供給が得られな

1. 条約に加入しない非核兵器国に対する核物質、設備等の輸出が制約される可能性がある。（第3条2項）

する発言の場を獲得した。

1. 非核兵器国が加盟国より核物質、設備等の供給を受けるためには、条約第3条第2項により同条にいう保障措置を受ける必要があるところ、条約に加入しない場合、わが国が現在受けている保障措置で足りるかどうかに疑義があり、更に条約加盟国政府（特に米国）がその政策として、条約に加入しない非核兵器国に対して平和利用に関する協力を制限し、核物質等を供給しないとの方針

V
保
障
措
置
（
査
察
）
（
第
三
条
）

くなるおそれがある。）

1. 保障措置協定交渉（注釈4参照）を通じて国際保障措置制度の合理化、簡素化及び米英ユーラトム諸国との協定のバランスを図る手掛りを持つことができる。
（条約に加入しない場合には現行の保障措置を改訂するための手掛りを失ふこととならう。）

1. 国産の核物質に対しては国際保障措置が適用されることになる。（第3条1項）
2. 適用される保障措置の内容いかんによつては、産業機密の漏洩等、平和利用の健全な運用、開発

をとる可能性がある。

1. 核物質、施設等の供給に当たつては軍事目的に転用されないことを確保するための保障措置適用を条件とすることが現在、国際的慣行である。

2. わが国は現在米国、英国及びカナダから供給された核物質、施設等に対して国際原子力機関の保障措置適用を受けている。従つて少量の国産の天然ウラン等を除き、実質的にほとんどすべてのわが

保
障
措
置

(つづき)

が侵害されるおそれがある。(条約に加入しない場合でも保障措置が現状どおり適用される限り、上記の問題が生ずるおそれはある。)

3. 条約第3条第4項に規定する保障措置協定の内容いかんによつては、わが国の原子力平和利用が他の先進国(米、英、ユーラトム等)に比して不利な立場に立たされるおそれがある。(条約に加入しない場合でも上記の問題が生ずるおそれはある)

4. 本条約に基づくIAEAとの協定の内容については現段階では見通しを

国原子力平和利用活動は国際保障措置の下にあるのが現状である。

3. 現在、ユーラトム諸国はユーラトム保障措置の適用を受けており国際原子力機関の保障措置は受けていない。米、英は特定の限定された数の施設に対してのみ国際原子力機関の保障措置を受けている。

4. 条約第3条4項により非核兵器国は条約発効のとき又は当該国の条約加

保障措置（つづき）

VI 核爆発の平和利用（第五条）

1. 核兵器型から平和目的の核爆発サービスの提供を受けることが明らかになる。
（第5条）

つけ難いが右記の注のとおり条約第3条第4項によつて、条約発効のとき又は、その後のわが国の批准書寄託のときから2年又は1年半以内にI A E Aによる保障措置適用受諾のための協定を締結しなければならないこととなる。（第3条4項）

1. 平和利用のためであってもわが国自らは核爆発装置の製造又は取得ができなくなる。

入のときから2年又は1年半以内にI A E Aとの保障措置協定を締結することとなつているので、期限を限られることなく協定締結交渉を行なうため、ユーラトム諸国は条約署名に当たり、この協定につき見通しを得るまで批准しないことを声明している。